

本日の会議に付した案件

○オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(参議院送付)
著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)(参議院送付)

○床次委員長 これより会議を開きます。

内閣提出のオリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。小松幹君。

○小松委員 先般の質問の残りでございますが、センターを運営している人の数、従業員の数をこの前お尋ねしたままになっております。

○赤石政府委員 青少年センターは、役員といましては理事長一名、理事三名でございます。うち常勤二名、非常勤一名、監事二名で、うち常勤一名、非常勤一名でございます。職員は六十一名でございます。しかし、本年度予算におきまして十七名のプラスが認められまして、計七十八名でございます。

○小松委員 七十八名のうちで、料理関係は扱っている人は何人ですか。

○赤石政府委員 御承知のように、この種の施設はみずから食堂を経営することはなかなか困難でございますので、民間会社に対して、いろいろな選考基準を設けて委託いたしております。でございますので、料理を特に担当いたしました職員はおられません。

○小松委員 それじゃ、委託経営で、差し入れさしているというわけですね。中ではやらないで、外からとるわけですね。

○赤石政府委員 差し入れではございませんで、特にしっかりした業者を中に入れてまして、そこで請負をさせているわけでございます。

○小松委員 そうすると、請負の人員は、そのセンターの職員の中に入っていないわけですね。

○赤石政府委員 さようでございます。

○小松委員 そうすると、七十八名の職員というのは何をおもにやるのか。

○赤石政府委員 六十一名の場合の内訳で御説明いたしますと、事務局長、部長、課長、係長、係員等を含まして二十三名が普通の事務をとる職員でございます。それから、いろいろな研修をいたします場合に、研修のお手伝いをしたりする指導員が二名でございます。それから医師、看護婦が二名でございます。あとはもっぱらセンターを運営するに必要な技能労働職員でございます。それが三十四名でございます。

○小松委員 技能労働職員というのはどういう役割ですか。

○赤石政府委員 ボイラーマンとか電気工事関係、それから守衛さん、そういう一切の現場的な職員のことを総称いたしております。

○小松委員 そうすると、清掃関係は研修者にやらせるのですか、あるいは清掃会社を入れておるか、職員がやるのか。

○赤石政府委員 大がかりな清掃につきましては、やはり現在の職員をもっては不十分でございますので、ときどき外部に頼みましてやっておりますが、小さなものにつきましてはこうした技能労働職員が手分けしてやる、こういうたてまえをとっております。

○小松委員 平常の宿泊の人数などは、大体どのくらいですか。

○赤石政府委員 これは昨年度の実績からいたしまして、非常にたくさん入る時期と、この前、先生から御指摘がありましたように、やや閑散とした時期がございます。それらを平均して申せば、千七百名の定員に対して三、四〇%でございますから、平均いたしますと五、六百人ということになるわけでございます。

○小松委員 給与の平均ベースは幾らになっておりますか、年末手当等を含めて。

○赤石政府委員 恐縮でございますが、まだセンターの人も見えておりませんので、ちょっと計算

しないと出てまいりません。具体的な数字につきましては、あとでお答えさせていただきますと思います。大体、国家公務員に準ずるというたてまえをとっております。

○小松委員 国家公務員に準ずるといっても、独立採算制を与えられておるものは、平均ベースくらいはつとわかるようになります。経営者としておかしじやないですか。七十何人かかえるのでしょうか。平均ベースを四万に比べると、三万に比べると、五万に比べると、経営経費がたいへん違ってくるのです。その平均ベースが一ぺんつかめないうじや、これは独立採算のかまえもちよつとおかしくなるわけですね。しかも二十三人がかりで六百人を平均まかなって、職員ですよ。部長、課長、課長補佐、係長もあるかもしれないが、二十三人のそういう役職的なものでございなければ、労働管理は別ですけども、電気とかボイラーとか掃除とかは別に、二十三人のいわゆるホワイトカラー的な職員というものがおつて六百人くらいなのは、どういう処理をしているのか。そうすると、そういう人たちの平均ベースはどうなっているのか。将来そういう構成が、いま平均ベース四万四だったとしても、これから三年、五年たてばそれは六万円ベースにならざるを得ない。首切るわけにいかない。大体同じ年齢の者がずつと並行的に三年、五年経ていけば、現在の平均ベース四万円も、三年、四年先には平均ベース六万円くらいになるかもしれない。その辺の勘定がちゃんとわからないのですか。わかる人はございせんか。

○赤石政府委員 私どもは特殊法人センターを指導、監督という立場でございますので、直接のあれじゃありませんが、しかし、いまのような数字はつきりつかまえる必要があることを感じます。いまセンターのほうに連絡いたしておりますので、いずれ参ると思いますが、いま御指摘の、平均ベースが高くなっていくことは確かに事実であるうと思ひます。また、この種の特殊法人につきまして人材を擁するために、国家公務員に準ずる

とは申しながら、やはり給与の面において若干のくふうを加えなければ、なかなかうまくいかないということも事実であろうと考えまして、いろいろとくめんをいたしておるところでございます。

○小松委員 そうすると、バランスシートもおたくのほうでわかっておりますね。わかっております。経営のバランスシート、そのバランスシートの中に減価償却は見えているか、見ていませんか。

○赤石政府委員 この種の法人は、減価償却は見なくてもいいということになっておりますので、見ないでおります。

それから、先ほどの給与の平均でございますが、理事とか部長、そういうものを全部含めての給与が出たんでございますが、先生の御指摘の職員だけの平均給与は、大体の見当はつきりますが、正確な……。

○小松委員 人件費のトータルは幾らですか。

○赤石政府委員 人件費のトータルは七千五百四十五万一千円でございまして、月にいたしまして六百万程度でございます。

○小松委員 そんなになりますか。そんなににならないでしよう。六百万という、あなた、八万円七十七何人でしょう。八、八、六十四で、八万円弱の平均ベースを持たなければ六百万になりませんよ。私は四万と見ておいた。八万の平均給与になると、相当高い給与になる。

○赤石政府委員 これは昨年度の決算ではございせんので、本年度の予算でございますので……。

○小松委員 予算で月に八百万……。

○赤石政府委員 六百万でございます。これはもちろんいろいろの手当、宿日直、全部含めてです。――もう少し、本俸だけについて申し申し上げます。本俸は四千二百万円になっております。

○小松委員 六百万の人件費に、今年には職員をふやして八十人と見ますね、七十八人になりますけれども、八十人と見た場合に、平均ベース七万五千円という、これは相当な職員ということになる。理事さんあたりは相当取ることになると思ふ

のですが、まあそれはいいでしょうが、そうした場合には、逆算してまいりますと、六百人の平均宿泊を見、それをとっていきますと、今年ほどのくらい——去年は十五万五千の延べ宿泊者ですが、ことしは延べどのくらいに見えますか。

○赤石政府委員 昨年度は延べ十五万五千、約十六万の収容実人員でございましたが、本年度この法案が通りますとさらに収容人員がふえますし、それからまた、いろいろな利用状態に改善を加えまして従来の利用率を高める、こういうことでございませう。ただし、増加投資分は大体一年の半分しか使えませんでした、大体見積もりまして、昨年の十五万に對しまして、ことしは見当としていたとして二十万程度を目算としております。

○小松委員 そうすると、二十万を十二カ月で割りまして月に一万六千、それを日に直しますと約六百八人になるのですが、六百八人の宿泊で六百八人の利潤——利潤と言っておかしいが、とにかく水揚げから食いとを引いて、かりの利潤というものがあがらないと人件費だけでも落とせないわけですが、そうすると、学生一人の宿泊からどのくらいの上前をはねければ、その人件費が回らないと計算して見ますか。

○赤石政府委員 御承知のように、財源、収入の項目は宿泊料の収入と、今度スポーツ研修館ができました、また従来研修室がございまして、そうした研修館の利用料ももちろんだいたいでございませう。また体育館の体育室も、これはもちろん有料でお貸し申し上げ、こういうことになっておりますので、宿泊料をあまり上げることには一般大衆青年の利用に對して非常に妨害になりますので、できるだけ宿泊料は低廉に押える。また各方面の研修施設をフルに利用してもらって、十分まかなってまいりたい、こういう計算をいたしておりますが、しかし、年度末にならなければ、そのはつきりした収支の相対関係が明らかにならないと思っております。

○小松委員 年度末にならなければ明らかにわからぬわけでしょうが、独立採算制というたてまえ

に立っておれば、これは相当なバランスシートを立ててやらない限りは、出たとこ勝負の経営になつてしまふと思う。だから、管理者である体育局長のほうで一年間のバランスシートくらいは持つておかなければ、これは出たとこ勝負の経営であるとか考えられない。理事長まかせだ。そのために体育局長が管理しておる。バランスシートの一枚くらい持つておれば、経営の大かたくらいつかめるんだ。実際、私がちょっと見たところでは、人件費六百万をとにかく捻出しなければならぬ。それに管理費があるわけだ。人件費六百万プラス管理費をどのくらいに見ておるんですか。

○赤石政府委員 本年度の予算からして大体の考え方を御説明いたしますと、支出の合計二億二千万円。この収入予算としては一億八千二百万円でございます。その差額が三千八百万円でございますが、その差額は国庫より補てんをする、こういうことで、一応の収支をとんとんにさせていたいただいております。

いま御指摘の管理運営費は、約一億二千万円ほど見込んでおります。人件費は、職員給与が七千五百万円、それから諸役員給与がございませう。大体そういう点が全体の収支のバランスでございませう。

○小松委員 年間の管理費が一億二千万円という

と、月一千万円の管理費になりますね。

○赤石政府委員 さようです。

○小松委員 そうすると、どういう管理費の使い方をするか。私の聞いた管理費とあなたの言った管理費とはだいぶ違いがあるが、管理費として見た場合に、普通の経営管理費が一千万円かかるという管理費は、どういう管理をするんですか。

○赤石政府委員 一億二千万のうち、一番多いのは管理運営諸費でございますが、そのうちで最も多いのは消耗品費の三千四百万円、それから光熱給水費の二千六百万円、設備費の二千百万円、各種修繕費の一千万円、それから、昨年度の赤字の返済金として一千二百万円、これがおもな管理運営費でございます。

○小松委員 管理費の中に去年の赤字を入れるのは、簿記上どういうことですか。管理費の中に去年の赤字を繰り込んで、管理費を計上するなんて計算はおかしいじゃないか。管理上から出た赤字であらうけれども、一年たつて決算したらまた管理費の中に入れる、そういう経理のしかたはないはずだ。

○赤石政府委員 できるだけ、このセンターをして、政府の補助以外においては独立採算制をしていただこう、こういうたてまえでございませう。で、昨年度の返済金につきましても、管理運営費に入れて便宜処理させていただいてる次第でございませう。

○小松委員 赤字の処理を管理費にぶち込んでいくという経理のしかたはおかしい。私はそれを追及しているわけでないで、派生的に出たのです。赤字だったから赤字を経理上きちんと計上して、それに対する対処を考えればいい。それを本年度の管理費の中に入れて、償却していくというのをおかしいと思うのです。

それにしても、管理費が月に一千万円、人件費が六百万円、月に一千万円は絶対に必要なわけだ。赤字になるということだ。そうでしょう。そうならば、どうしても研修青年の上前をはねなければ、月に一千万六百万円の純粋な人件費と管理費だけでも上がってこないと思うのです。そうならば、六百人か八百人の宿泊なりあるいはそういう研修の場を提供したとしても、かなりの青少年研修者の、いわゆる上前ははねていかなければ、月々一千六百万円の実質管理費、実質の人件費は補えないと考えるわけなんです。そうすれば、この経営は、二十万人から割り出してもこれは赤字になるという前提の経営になっておる。月に千六百万円、まるまる三十日で割った場合に、日に六百人から七百人を泊めていく計算にしなければならぬ。そうすると、一人の宿泊料を幾らと見て

いるか知らないが、三百円か四百円の上前をはねなければ、千六百万円の月々の経常経費をまかなえないということになる。もちろん、それはとん

とんにいく、いわゆる赤字予算を出さないという経営のネックが前提にあるけれども、そうなることは相当の利潤計算を見積もっておかなければ赤字は解消できない、こう私は考えるんですが、どうなんですか。

○赤石政府委員 基本的に申せば、いま先生の御指摘のような基本性格を持つていらっしゃると思ひます。したがって、このセンターの運営費の予算がきまります場合、私も文部省と、補助金を出す関係で大蔵省とセンターの三者でいろいろ相談いたしまして、文部省といたしましては、新設途上でございますし、まだいろいろな点に不備がございませう。また、一般大衆青年から多額の宿泊費を徴収することはいかがであらうかといった点から、その上回る収入については現実に合うように考えたい。そうして国からの補助につきましまして、その差額を補てんするというところでございませう。それがやや多目になるようにというふう

に考えて、いろいろと予算要求をいたしたのでございませう。何ぶんいろいろの財政当局の考えもございませう。落ちついた点から申せば、御指摘のように去年千二百百万円の赤字を計上されております、今年度もその赤字をできるだけ解消し、利用率を高めていく、こういうことで努力いたしておるのでございませうけれども、やはり年度末になつてみないとわかりませんし、また、年度末になつてみてその赤字が解消どころか、ふえていく可能性もあるかもしれない、こういう点を考えまして、このセンターの運営についての基本的なあり方について、過去、ことしを含めて二、三年の経緯にかんがみまして、基本的に将来この問題を考え直す、もしくは検討し直す必要があるか、こういうふうにご考慮を願ひたいと思ひます。

なお、いま御質問ございましたが、私も決して多額とは思っておりませんが、一応使用料といたしましては、中学生が二百円、高校、青年学級が二百五十円、一般勤労青少年その他四百円、こういうふうにご考慮を願ひます。食事は別でござい

○小松委員 そうすると、食事は別に、食事は請負にやらせておるといふことになれば、そういう四百円、二百五十円、二百円というのは、こちらを埋めていく金になるわけですね。それにしても管理費が一千万円、人件費が六百万円、計千六百万円の月々の出費を重ねていくということ、これは安く見積もっても相当の費用を食っていくわけですね。そうならば、このバランスシートは赤字のバランスシートしかできないと見て、これをとんとん持っていくというのは、先ほどのように去年の赤字をここの管理費の中にぶち込んで、管理の費用に補助金を取るといふおもしろいやり方をしなければ、うそのごまかしをしなれば、つじつまが合っていないのである。出発の当初から赤字を管理費の中にぶち込んで、うやむやのうちに償却していくというふうな形の経営をして、しかも二十万人の宿泊から見ても逆算して、しかも相当の赤字が出るという二十万人が入るからぬかには別に、予定の二十万人から逆算して、しかも赤字構想のバランスシートしか出ないということになれば、独立採算という形は、もはやこの経営では単価を相当上げなければできない。いまださえ一人に四百円の使用料を取る。宿泊の場合四百円のもうけになるわけですね。食費は抜きで下請けでやっているから、四百円はまるまる取っている。こういうことになれば、これは大臣にお尋ねしますが、青少年を研修するという全国版の文部省お墨付きのセンターにおいて、一人四百円のいわゆる研修費をあえて取らなければ日本の青少年は研修ができないのかという本論に返らざるを得ないわけですね。さらに、これをものと綿密に赤字対策を解消していくとするならば、四百円はさらに五百円くらいには——食費は別に、純粹に利潤的なものうけを考えなければこの経営は成り立たない。最初から成り立たない。そういうことであれば、オリンピック記念の研修という名のものと、一人に四、五百円の負担をかけるならば研修をやらせ得ないというのをおかしいじゃないか。商売で社員のレクリエーションのた

めに来て使うならば、四百円が五百円であつてもいいでしょう。それはかまいません。いしくも文部省が銘を打って、オリンピック記念青少年総合センターとして全国版のピカ一の一つのセンターをつくって、上前を一人に四百円も五百円もはねなければ、この経営がでないというふうな研修センターということはおかしい。青少年は生産に働いておるとしても、ことに中学生や高校生はそれだけの財力もなければ、独立の生産もあげていない青少年なんです。親のすねをかじっている青少年から、一泊四百円から五百円の完全なる利潤を没収しなければセンターが運営できないとするならば、これは考えなければならぬじゃないかと思うのですが、大臣の御所見を承りたい。

○鈴木国務大臣 小松委員のおっしゃるとおり、現在の経営におきましてはいろいろ矛盾があると思ひます。ただ、このオリンピック記念青少年総合センターは、オリンピックに提供しました選手村のあと地をいかに使うかという問題から、文部省のほうで青少年の宿泊訓練の場これを活用するということでお引き受けしたわけでございますが、それはもちろん、中学校や高等学校の学生対象もございすけれども、東京付近におきまして会社、工場等で働いておられます勤労青年の、会社におきましていろいろな研修をいたしますという場合において、会社が自分の負担においてそういう研修をやるといたしましても適当な場所がない。ですから、その会社の勤労青年に對しても、研修する場を提供するというような意味も含めまして今日まで経営してまいりましたわけでございますが、実際問題としましては、季節的に非常に差がございまして、非常に多い時期と閑散な時期と、平均いたしますとなかなかバランスがとれないというふうな状況でございます。もちろんスタートがそういうことでございましたので、文部省のやっております青年の家というものは全然違ったやり方をやっておりますわけでございますが、青少年の宿泊訓練の場として今後実際上いかにあるべきか、はたして独立採算制をもってやる

べきかどうかという問題につきましては、まさに十分再検討する時期が来ると思ひます。そういう意味で局長からお答え申し上げたのでございしますが、まだ創設早々でございまして、いろいろな面において不備、欠陥が露呈しておるのでございしますが、これに對しまして十分にこれを活用できますように、この活用する方法につきましては根本的に再検討してみたいと思っております。

○小松委員 私の質問もあと一、二で終わりたいと思ひますが、オリンピック記念、オリンピック村をこの施設に提供してきた以上、オリンピックのいわゆるスポーツというものの関連を持った一つのセンターとしてここに生かすという方向か、あるいは青年の家式の形の一つのセンターとして生かすかという、生かし方には二通りあると思ひますが、やはりオリンピック記念センターとすれば、スポーツに関係がございすかと言われたときに、大いに手を振っていただけるような一つのセンター、宿泊施設あるいは研修センターという試みで、当初の目的どおりいってほしいと私は思ひます。それがためには、相当なスポーツの施設も必要だと思ひます。それと同時に、そこで幾らスポーツを研修せよと言ひ、あるいは趣味のスポーツの研修をしようとしても、対象が青少年でございすから、その青少年を対象にしたそういう施設からあまりにも利潤をむさぼるようなたてまえの経営は、これはおかしいと思ひます。たつた一つしかない日本の施設で、青少年の一晚の上前を四百円も五百円もはねなければ、この経営がノーマルにいかないというふうなことで心もとない。とするならば、私は、いま文部大臣が言つたように独立採算制度という形の研修センターは、これは意味が非常に薄弱になつてくる。ほんとうにオリンピック記念青少年全国版の総合センターとするならば、私は独立採算というふうな形のシートを敷かれたのでは目的が泣いてしまふ。目的は高い目的で名前だけはい名前をつけておるけれども、實際は、先般申し上げたようにホテル経営に

しかすぎない、あるいは場を提供する貸し道場的な性格に落ちてしまふ。それならば、やはり先般も申し上げたように、たつた一つしかないセンターであるから、いま一回文部省としても再検討して、最初から赤字が出ることはわかつておるんだ、そういうことに乗り出してあくせくしない、思い切つて青少年スポーツなり研修をやらせる国の施設、国の金をもってやらせるといふ形に基本的に持つていく。だからといって、国の金だからいかげんに適当にやれというのではないが、子供の、青少年のつまみ出す金でなければ、月々一千六百万円の人件費、管理費が絶対払えないというふうな追い込まれた経営では、私は、この趣旨がおかしくなつておる、こう思つておるわけでありす。この点、文部省も、来年度予算編成あるいは次回の予算編成等についてはこの由を大蔵省に言つて、方々に何ほどもあるところのオリンピック記念センターならばいざ知らず、たつた一つしかない銘を打つた青少年の研修センターでありますから、いやが上にも青少年の上前をしぼり上げるような形にしない経営をしてもらいたい、それが一つの要望であります。

それともう一つは、ここに働いておる人の平均給与は七万五千円になつておりますが、やはり大蔵省が独立採算制をいふ場合には、そういう国家予算を使いたくないという一つの希望もありすけれども、どうも親方日の丸になりますと、適当に、一人でいい理事が三人になったり、三人の理事が五人になったり、文部省の体育局をやめた人が、すぐに天下つていってそこで高給をはむようなことになつてくる可能性もある。こういうことから、やはり経営というものは、バランスシートをにらみながらも、シビアにやつていく。この経営というものも配慮をしなければ、親方日の丸になつたからどうでもいいんだということではない。この二面を持つていけるわけなんです、さしあたりいまの場合、この経営は、これはシーズンオフもあるでしょうし、そう年がら年じゅう順番順番で、交代交代で一年じゅうをこつ

ちが頭割りにして、研修計画を立てるわけにはいかぬ。それぞれの発意に基づく計画によれば、シーゾンのときには断わり切れぬくらいに来るかもしれないが、シーゾンの場合にはかんこ鳥が鳴くという形になってくる。こういう形の経営の中に独立採算は無意味だ、私はこういうように考えておるわけでありませう。先ほど文部大臣の答弁がありましたから、大臣の所見は承りました。今後の経営については、十二分の配慮をしておいていただきたい。体育の、たとえばバレーとテニスと柔道と剣道、あるいはフエシングならフエシングはあのスポーツセンターで研修するのが一番いいんだ、野球なら甲子園だ、これならば記念センターだ、こういうようになればもつと価値があるものになるのじゃないか、私はこういうように考えるわけでありませう。

長々と質問をしましたけれども、以上をもって終わりであります。(拍手)

○床次委員長 本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○床次委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○床次委員長 記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○床次委員長 内閣提出の著作権法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

小松幹君。

○小松委員 ストックホルムでベルヌ条約の改正会議があつて、文部省からも一月にわたつて出張なさつたと思いますが、その概略の報告を承りたい。

○安達説明員 私、政府代表といたしましてストックホルム会議に出席してまいりましたので、その御報告を申し上げたいと思ひます。

ストックホルムの会議は、知的所有権会議というふうな銘打つておるわけですが、その内容といたしましては、一つは、一八八六年に制定されて二十年ごとに大体改正されておりますところの著作権に関するベルヌ条約の改正に関する問題、それから、工業所有権に関するパリ条約その他の改正に関する問題、それから著作権、工業所有権を通じて世界的な所有権機構、こういう世界的な政府間の機構を設立するための条約を制定する、おおよそこういう三つの目的が総合されて議題に供されたわけでありませう。会議は、六月の十一日から七月の十四日まで、三十四日間開催されたわけでありませう。

そのうちで、著作権関係についてのおもな問題点なり改正点を申し述べたいと思ひます。

この会議におきまして、第一の問題といたしましては、複製権、いわゆる著作物を文書あるいはレコード等に複製をする、そういう権利につきまして、文書等について複製をする権利は各国の国内法では認められておるわけですが、条約上の権利として認められていなかった、それを条約上の権利として確立する、と同時に、その複製権に対して、教育目的その他に關係するところの条約上の著作権の制限規定を定めるといふことが第一でございます。

第二の点は、映画の著作権につきまして、映画の国際的流通を円滑にするという意味からいたしまして、映画に關するそういう映画の国際的流通を円滑にするための措置に關する規定の改正。

それからもう一つは、アメリカ合衆国などは現在ベルヌ条約に入つていないわけでありませうがアメリカは現在著作権法の改正作業をやつておりまして、もしその著作権法の改正が通つたならばベルヌ条約にも入り得るやうなふうになり、アメリカなどが入り得るやうな配慮をするということ、現在ベルヌ条約におきましては、著作権を保護するにつきまして、著作物を文書とかその他によつて固定しなければ保護しないということではなくて、講演に書いたとしてもそれ自身が著作物であれば、原稿に書いてなくても保護するといふたてまえでありませうが、それを同盟国は、固定したものでなければ保護しないといふやうに、固定を保護の要件とすることができるといふやうな規定が入れたらたといふことは、そういうアメリカその他でできるだけ多くの国がベルヌ条約に入りやすいやうにするといふやうなことであると伺つております。

それから第四点といたしまして、新興國に關しまして、新興國が教育その他の目的のために先進國の著作物を利用しやすいやうにする、そのためには、先進國並みの條件で著作権を保護しておつては、後進國としてそういう目的の達成に困難を生ずるといふことで、新興國については、たとへば翻訳について特別の規定を設ける、あるいは複製権について制限を加える、そういうやうなことにし、あるいは保護期間を半分にする、そういうふうなことをして、新興國がベルヌ条約に入りよくするために、新興國に關する議定書といふものを条約の中に取り入れまして、新興國をして十分この著作権の保護をはかりつつ、その教育目的のための制限ができるやうにするといふやうな点が、今回の改正のおもな点でございますが、なおわが國との関連に關して、特に問題といたした点につきましてつけ加えさせていただきますと思ひます。

一つは、翻訳権につきまして、現在ベルヌ条約の規定に留保できる規定がございますが、ベルヌ条約の、國の著作物を翻訳する場合におきまして、十年間以内に翻訳物が発行されないとときはその翻訳権は消滅する、すなわち、イギリスの小説が出版した場合に、それを翻訳が出版して十年間経過いたしました、その著作物については日本では翻訳が自由にできる、原著作者の許可を得ずには翻訳ができない、そういう規定がございますが、古い規定を留保できるという規定がございました。それを原案では削除するといふ原案が出ておりましたけれども、わが國は、現行法でそういう制度をとつておりますし、将来の改正の問題としては廃止する方向で審議会の答申も出ておりますけれども、廃止するかどうかは、それぞれの國家が独自の判断によつて決定すべき問題である、条約上そのものを削除すべきではないといふことを主張いたしました、これがいれられまして、翻訳権の留保はやはり従来どおり認めるということになったわけでございます。

それから第二の問題といたしまして、新聞、雑誌に掲載されました社説等につきましては、その留保がない限りは他の新聞、雑誌に転載することができ。中央の新聞に出ました論説を、そのまゝ地方紙では複製して出せるといふ特例規定がございます。これも、今度の原案では削除が提出されておりましたが、わが國においてはなおその必要があるといふやうな意見がございましたので、それを主張いたしましたところ、それも認められた次第でございます。

その他技術的な点はたくさんございますが、主要な点は、大体以上のとおりでございます。

○小松委員 もっとはつきりしていただきたいのは、一番困つてゐるのは、ベルヌ条約と万国著作権条約とが、アメリカの独自性があつて、日本の法改正ではマルCの指定などでも非常に取り扱いに困つておるわけだ。この点について、いま著作権の組み立てが、アメリカの場合には固定したものに届け出なければ、出版ができないとなつてゐる。日本の場合には、創作した者その者に著作権の存在を認めておる。未発行の分と既発行の違い

があると思うのですが、その場合に、アメリカがベルヌ条約に入りやすいようにするということがどういうことになるのですか。もしアメリカがベルヌ条約に日本のように二重加入をした場合には、ベルヌ条約のほうが優先をした形に持っていけるという意味ですか。それはどうなんですか。

○安達説明員 万国著作権条約の中に規定がございますが、万国条約に入っている国でも、ベルヌ条約については、ベルヌ条約同士の間ではベルヌ条約が優先適用されるという規定がございます。したがって、もしアメリカ合衆国がベルヌ条約に加入するとすれば、アメリカとの間はベルヌ条約によって規定される、こういう関係でございます。

○小松委員 そうすると、ベルヌ条約が優先するという形になれば、日本の場合も、もしアメリカが今度の法律改正で入るといふことになれば、日本の法改正は、アメリカがベルヌ条約を承認して入るかどうかを見定めてからでなくては日本の法改正もちゅうちょしてしまうというふうなことになるかと思うのですか。

○安達説明員 アメリカとの関係におきましては、万国著作権条約ということでマルC条項をつければ、アメリカにおいても一応これを保護するという体制になっておるわけでございます。その保護の点について、ベルヌ条約との関係では十分でないといいたしましても、一応は保護の関係がすでに成立いたしておるということが一つ。

それから第二の点は、アメリカがそのベルヌ条約に必ず入るといふ保証はないわけでございます。アメリカ代表がこのストックホルムの会議に來まして、できれば入りたいという希望をございまして、アメリカの国内においては、なおベルヌ条約に加入すべきではないというふうな意見も相当有力でございます。したがって、アメリカがベルヌ条約の体制に必ず入るといふ前提はとりたいということ。

それともう一つは、ベルヌ条約に、すでに南米

でもアルゼンチンとかメキシコなども入っております。ウルグアイも入っております。そういうふうに入っております関係からいまして、ベルヌ条約が将来の世界をカバーするような著作権に関する条約になるという可能性は十分あるわけでございますから、したがって、そのベルヌ条約に従ってわが国の法制を整備するということは、これはもう世界の大勢に順応しているわけでございますから、アメリカがベルヌ条約に入る入らずにかかわらず、やはりベルヌ条約に従って著作権の改正をするというのが、最も妥当な方法であらうと考えておるわけでございます。

○小松委員 それは突っ込んで言えば、マルC条項はかりに日本内地の著作権がやっても、アメリカに届け出をしておかなければアメリカでは何の効力もないということ、国内法のワケ内はそれはマルCの表示をしておればそれでいいようなことであるが、アメリカ国内としては、これはアメリカの著作権局にちゃんと届け出をしなければ、アメリカは適用にならないというふうなハンディがあると思っておりますが、そういうふうなハンディがありまして、なかなかこの著作権も、ベルヌ条約だけで押し切っていくのには、非常に国民を惑わす点が大いにあるわけなんです。その点、今後の問題でありますか、どう解釈されますか。

○安達説明員 マルCの表示をしたもののアメリカ合衆国における保護につきましては、これは一応、これには著作権ありとしてアメリカ国内において保護しなければならぬけれども、登録がなければ訴訟ができないというふうな意味でのマルCの効力はあるわけでございます。ただ、この日本における著作権法の改正という問題は、日本におけるところの国内の著作権者の保護をより厚くし、また、時代の要請に従って著作権の制限を適切にするということが一番の主眼でございます。そして、そういうふうな方向を考へる場合において、一応具体的な基準であるところのベルヌ条約に従って考へを進めていくということが中心でございます。アメリカとの関係は、その万国著

作権条約の範囲内において適用するという以外に、これはほかの国内法とは別個の問題でございますので、それとこれは別個に処理していくのが妥当であると考えておるわけでございます。

○小松委員 その辺のところはまだ問題点があると思いますが、一応ストックホルム会議に出るまでは、翻訳権の十年保留は文部省は破棄するような言い方であったと思うのです。これはどうなんですか。最初出るときには、審議会あたりでも、世界の大勢上保留はできないだろうというように思われておった。今度はがんばって、保留をさらに取りつけて帰ったということですが、その辺、文部省の態度はどうだったのですか。

○安達説明員 著作権制度審議会におきまして、この翻訳権について、翻訳物が十年発行されなければ、原著者の翻訳権は、翻訳を許可する権利は消滅する、こういう制度は世界の大勢から見てもこれを放棄すべき段階にきておる。すなわち、現在この翻訳権の留保をしております国は、日本のほか、東南アジアではタイ、トルコ、それからアイスランド、それからユーゴスラビア、そういうふうなところがございますので、日本としても、日本の経済力その他から見てこういう翻訳権の留保は破棄して、そして外国の著作物を翻訳して使う以上は、原作者にも応分の報酬を払うというのがいいのではないかと、こういう御意見で、これを破棄すべき段階にきておる、しかし、この取り扱いについては、なお従来日本の主張あるいは出版界に対する影響等を考慮して十分慎重にやるべきである、こういう御答申をいただいたわけでございます。破棄するという方向で原案を作成いたしておったわけでございます。しかしながら、この法案が成立するためには国会での御審議を要するわけでございます。最終的にこれをどうするかという国会の御判断の済むまでは、少なくとも政府といたしましては、条約においてはやはり留保のできる余地を残しておくべきである。したがって、わが国の主張は、翻訳権の留保が日本にとって永久に必要であるということではなくて、翻訳権の

留保をやめるかどうかは各国の自主的判斷にまかせるべき問題であるから条約でそれを奪うべきではない、こういうことを主張したわけでございます。その主張がいれたらということでございます。今後は国会における最終的判斷を待つて留保するかやめるか、それはもつとそのあとの問題といたしまして、さように主張したわけでございます。

○小松委員 草案を見ると、留保を破棄していくという方向に向いておったから、ストックホルムの会議でも、あなたたちはもう最初から留保をあきらめて投げて帰る、かように思っておったのですが、留保を取りつけてそのまま帰ったというので、問題は今後の国内法の改正過程にあると思ふわけなんです。その点についてはそのときに申し上げたいと思いますが、やはりこれは留保を取りつけたから、一応のメンツの上ではおかしかつたかもしれないが、留保を取りつけたということは自由選択の権利が日本に残っておることになれば、十年保留がいいのか、またアメリカとの間は、万国著作権法によって七年になっているわけですね。そのかわり幾ぶんテクニカルが違ふと思いますが、こういう問題を二十年にするとか三十年にするとかいうことは今後問題が起るかもしれませんが、一応留保を取りつけたことは、私としても、ちょっと文部省のいままでの方針から意外だと思つたから尋ねただけでございます。

そこで、これは大臣に承りたいと思ひますけれども、日本は、いま実際はブラッセル規定にも入っていないわけですね。これは占領中でありましたから入っていない。ストックホルム規定は今後の問題でしょうが、一応の方針としては、留保の条件は別として、今後の国際条約に入る一つのかまちはどういふかまをしておるのですか。

○安達説明員 現在日本は、一九二八年に作成されたローマ規定に加入しておるわけでございます。一九四八年に、いまお話しのようにブラッセルで改正会議が行なわれましたが、日本

は、占領されておりましたので、その会議に招請されなかったわけでございます。そのブラッセルの規定に入ることが一つの問題として、著作権制度審議会でも審議されておたつたわけでございます。ただ、今度のストックホルム規定は、全般的に申しますと、ブラッセル規定よりも著作権の制限の面ではやや多く制限を加えておりまして、より多くの国がストックホルム改正規定に加入できるようにするということを目途にいたしておるわけでございます。したがって、問題点としては、まずブラッセル規定に入つて、それからストックホルム規定に入つて、直接ストックホルム規定に入らないで、直接ストックホルム規定に入つてという方法がございまして、そういう観点から国内法を整備した場合におきまして、いずれの方法がよいかということについては、なお検討を要するところであらうと思つたのでございます。

ただ、ストックホルム規定の中で二つの部分に分かれておりまして、権利の内容に関する実体規定と、それから管理に関する規定になっておりまして、そのうちのいずれか一つでも加入できる、批准できるというようになってゐるわけでございます。その管理に関する規定は、同時に世界的著作権機構と関連がございまして、世界的著作権機構ができましたので、日本としても、なるべく早く世界的著作権機構の一員になるということが国際的な面から必要になることがございまして、そうならば、少なくともストックホルムの管理規定に入り、世界的著作権機構に入るといふことは、まずどうしてもやらなければならぬという問題が生じてくるわけでございます。そういうような関連からいいますと、どちらかといえば、ストックホルム規定に直接入る——ブラッセル規定に入らずしてストックホルム規定に入るというほうがあるいはいいかもしれないというところはございまして、今後どういふ方法を選ぶかにつきましては、さらに慎重に検討を要する問題であると考えております。

○小松委員 ブラッセル規定ができてからかなりの年月がたつて、まだ日本はそれに入つていません。私は、この問題の解決は日本の国内法の総合的な改正と切り離して考えてもいいんじゃないか、こういうふうにも考えておるわけですが、同時に、今度知的著作権機構が新しくできるとすれば、日本も勢ひブラッセル規定だけ入つて、ストックホルムのこの知的著作権機構には参加せなないといふこともおくれをとるんじゃないか、こう見ると、この二つの条約の加盟というのが今度の法改正の前提として——私はあえて前提と、こういうことばを使うのですけれども、国内法が常に国民の前に出てまいります、この著作権法というものは、国内法であると同時に国際法的な要素も持つておると思つたのです。そういう意味でこの二つの条約の加盟あるいは一つの条約の加盟というような問題は、国内法の腹がきまる前の前提として国際条約の加盟選択が出てきていいのじゃないか、こういう考え方を持っておるのですが、文部省としてはどういふふうに考えておりますか。

○安達説明員 条約に加入する場合は、当然それに即応した国内法を整備しなければならぬ、国内法を整備すれば条約に入れる、そういううらはらの関係でございまして、したがって、やり方というものは、国内法の改正と同時に条約の加入、批准についての御承認を国会にいただくという方法と、国内法を整備したあとで条約の加入、批准の御承認をいただくという方法とございまして、最初に条約に入つて、それからあとで法改正するといふのはちょっと困難かと思つた。

○小松委員 困難というところは困難かもしませんが、しかし、この著作権法を考へる考へ方として、国内法をつくつてから条約に加盟するといふ考へ方がいいのか、私は、同時にあるいは前提として、国際条約に加盟という前提をもつて国内法を整備していくというのが、著作権法が国際法的な性格を持つてゐるという意味から考へて、まず国際的な条約の加盟というものはつきり国民なりあるいは審議会の意思表示が出てきて後に、

さてそれならば改正国内法はどのように取り扱ふかといふのが出てくるのが手順じゃないかと思ふ。ところが今度の審議会の報告などを見ると、国際条約の加盟についてはあまり触れておらない。国内法はこうだ、こうだ、こうだといふようなかっこうの答申になっておる。ここに、いささか著作権法改正の前提が、どうもひとりよがりのななものになっているんじゃないか。ただ裏から考へて、ベルヌの改正がこうなっているからこういふふうにつくろふんじゃないか、あるいは万国著作権がこういふふうになっているからこういふふうにつくろふんじゃないかといふ裏からのらみはきいておるけれども、それはあくまでも裏からのらみであつて、国際条約といふものは、前提条件としてここに腹をきめるならば、国際条約の加盟の腹がきまつたときに、初めて国内法といふものはそこに生かされてくるんじゃないか。同じようなことなんです、著作権法を改正する心がまえとして、国際条約の加盟、不加盟がはっきり腹がきつておるんですが、この点は違ひますか。

○安達説明員 私が条約を批准してから国内法を整備することは困難であると申しましたのは、これは手続の問題といたしまして申し上げた点でございまして、内容的には、やはり小松委員の御指摘のとおりうらはらの内容でございまして、ただ、先般の著作権制度審議会の基本的な考へ方は、条約に入るといふことを先決にして、そのために国内の実情を無視しては困る、まず日本国内においていかなる著作権法制が最も妥当であるかといふことを考へて、それでもつてそのときに入り得る条約に入ればいいのではないか、こういうような御意見もあつて、したがつて条約、ブラッセル規定に完全に入るといふことを前提にして審議するという方法ではなかつたのでございます。その点についての批判は御説のとおりでございますが、ただ、そのブラッセル規定との関連は審議の過程において常に考慮されておりました、この前の著作権制度審議会の答申のままに採用されるなら

ば、ブラッセル規定にも入れる、もちろんストックホルム規定にも入れる、こういうような精神的な前提はあつたわけでございますが、まず審議の前提としてブラッセル規定に入るのだといふことをきめて、それから審議したのではないというだけでございます、手続の問題としてはそれでございまして、心の中は常にその問題があつた、こういうことでございます。

○小松委員 今度ストックホルムの論議で、工業所有権のバリエーションの修正——これは日本でも意匠登録の問題とか工業所有権の問題とかあつて、著作権としての工業所有権の問題で、いわゆるなわ張り争ひと言つてはことばが悪いですが、どうも日本のベルヌ条約の観点からいふと、著作権の工業所有権に限つた場合には、工業所有権の場合とだいぶ違ふようにも思われるわけなんです。そこで、工業所有権と工業所有権の関係について、ストックホルムではどういふような形の論議がされたか、承りたい。

○安達説明員 現在ブラッセル規定におきましては、工業所有権につきましては、工業所有権の著作物は、著作物として保護する著作物の中に列記されておるのでございます。したがつて、同盟国は当然に工業所有権の著作物を著作権法上保護するといふことが義務づけられておりますが、同時に、条件がついておまして、「工業所有権の著作物ならびに工業的意匠およびひな型に関する法律の適用の範囲と右の著作物、意匠およびひな型の保護の条件とは、同盟国の法令の定めるところによる。」といふのがございまして、工業所有権は著作物として保護するけれども、どこまで工業所有権として保護するにしろ、工業的意匠として保護する場合は各国国内法にまかせます、こういうふうになっておるわけでございます。各国によりまして全く、著作物として保護しているところもございまして、あるいは両者の関係を調整した規定を置いてゐるところもあるというふうなことで、各国法制は区々でございまして、今度の改正会議におきましてデンマークの代表から、この規定を削除

して応用美術は著作物として保護すべきである、
 こういふ提案がなされました。それに對しまし
 て、わが国とイギリス、それからオーストラリア
 の三国は、これについて反対をいたしました。現
 在わが国におきましては、応用美術につきまして
 保護の考え方は、一般制作、たとえば日展に出る
 ようなそういう一般制作のようなものについて
 は、これは美術品として著作権法上の保護も受け
 られるというように考えておるわけでありませ
 ぬ。それからまた、たとえば有名な画家がかいたもの
 を劇場の引き幕にするというような場合において
 は、なおその著作権が主張できるけれども、たと
 えばネクタイのデザインのごとき、もっぱら物品
 に応用することを目的としたそういう応用美術の
 ものについては、これは意匠法によって保護する
 のであるという考え方に立っておるので、
 こういうネクタイの意匠法まですべて著作権法上
 保護することは、意匠法上の保護との間で非常
 に問題を生ずる。たとえば、意匠の保護期間でござ
 いますればそれは十五年間でございますが、著作
 権でいけば死後、今度の御改正が認められれば三
 十七年になる。そういうように非常に体制が違
 いますし、個々に内容も違いますので、そういう
 応用美術のものを全部著作権において保護するこ
 とは疑問であるということを主張いたしまして、し
 たがって、これはたいへん問題だ、この点につ
 いては全然修正を加えない。したがって、応用美
 術は保護するけれども、どのようなものを保護す
 るか、その範囲、その条件は各国内法にまかせる
 という、ブラッセル規定をそのまま維持するとい
 うことが決定されたわけでございます。

そこで、これは応用美術と工業所有権の登録と
 は性格が違ふというようにも考えて、あるいはデ
 ザインが全面的に破棄しようというのの意味が
 あつたのではないか、こういうふうにも考えてお
 るわけではなけれども、日本の場合はそこまでの段
 階に進んでおられないとすれば、今後応用美術の
 個々のとり方について、たとえば、いまあなたが
 おっしゃつたデザイナーのデザインの問題などは
 は、ネクタイにしてしまふ場合には固定されたも
 のになるからあるいは意匠法との関係も出るが、
 一つのデザインとして、ネクタイとして固定され
 ないとき、一つの未発行分というか、ことばで言
 えば未発行といふか、そういう場合の著作権
 というようなものにどう対処していくかという
 特にはこれはデザインの問題になる。この辺につ
 いて……

○安達説明員 いま御説のところは、いわゆるデ
 ザインの意匠の原図のお話かと思ひますけれど
 も、それは一種の美術的な著作物というふうなふ
 うに認められて、それが非常に個性があるといふ
 ふうなもので、たとえば展覧会に出されるとか、
 あるいはその画集といふか、そういうものに
 出される。その限りにおいてはやはり一種の保護
 が考えられると思うのでございますが、これを物
 品に適用するということになりますと、これは意
 匠法の問題である。意匠と著作物とは若干考え
 が違つておりました。意匠のほうはデザイン、つま
 りアイデアのほうの保護である。著作権のほう
 は、そのものの自体を複製するということをする
 ことを許可するといふ権限ということ、権利の
 内容としても違ひます。それから意匠法でいけ
 ば、公知公用のもの、私のしておりますような水
 玉模様のようなものには、これは意匠は登録でき
 ないといふような点で非常に考え方が違つてお
 りますので、その原図それ自体が絵であるといふ
 うなものであれば、絵として保護されるというよ
 うなことではないかと思ひます。

○小松委員 それから映画のことで、今度国際的
 に映画の交流が大きいから映画の問題が出たのだ
 と思ひますが、これは日本の今度の方針なり文部
 省の案を見ましても、この映画の著作人と著作権
 者との関係が非常に分けてあると思ふのですが、
 この映画の二次使用といふか、そういう面か
 らくる請求権の問題、こういうような問題につ
 いて、国際会議ではどういふ話し合いがあつたの
 ですか。

○安達説明員 映画の著作者、著作権者につ
 いては、おおよそ世界的に三つの考え方がござ
 います。一つは、イギリスのように、映画の著作
 者なり著作権者は、その映画会社と申しますか、そ
 のフィルムをつくつた人という意味で、製作会社
 が著作者であり著作権者であるとする制度、それ
 からイタリヤとかオーストラリアのように、映画を
 つくる著作者は自然人といふか、監督である
 とか、あるいはカメラマンであるとか、そういう
 ような人であるけれども、その著作権者は映画製
 作者が法律上著作権をもち、すなわち経済的利
 用権は映画製作者が持つんだというふうな法制的
 国、それから、それぞれ映画の著作者は、監督な
 どがつくつたもので、それが著作者であり著作権
 者であるけれども、映画の本来の流通を円滑にす
 るために特別の協約を結ばない限りは、経済的利
 用権は製作会社に譲渡されたものと推定する、こ
 ういふおおよそ三つの制度がございます。これを世
 界的に調整しようとするようなことは、もう国内
 法が違つていふ以上これは困難である。したが
 って、今度の条約会議におきましては、映画の著作
 権の帰属についてはそれぞれの国内法がきまる。
 したがって、日本の映画がたとえばイギリスに行
 った場合は、イギリスの法律によつて映画の製作者
 が著作権者として取り扱われる。それからフラン
 スに行った場合はフランスの法律によつて決定さ
 れる。したがって、映画の著作権の帰属は保護の
 要求される国の法令で決定される、それぞれの国
 で適宜やつてよろしい。ただし、推定規定を持
 っているような国でございますフランスとかさうい
 うような国の著作者は、特別の協定を結んでお
 らない限りは、その映画製作会社がそれを上映す
 るとか、そういういろいろなことについて反対す
 ることができない。協定を結んでおけばいいけ
 れども、協定を結んでいない限りは反対できない。
 つまり製作会社が法律上その自己の著作権を主張
 し得る地位に立つことについて文句が言えない、
 こういう規定を条約に設ける、こういうこと
 になつたわけでございます。

なお、映画の著作者、著作権者についてふえん
 して申し上げますと、著作者の中には二種類ある
 のでございます。著作者と申しますか、たと
 えば小説を映画化する場合には小説の原作者とい
 うのがございます。それからそれをシナリオにす
 る、脚本化する、それからそれを監督が監督して
 つくるというふうになるわけでございますが、そ
 の映画の原作となつた小説も、これを映画の著作
 者に入れているところもございまして、多くの国
 は、既存の著作物の著作者であつて、その著作物
 を映画化することの許諾権を持つ、こういう考
 え方でございます。それから、シナリオライターと
 かそういうものは両方の境界点に立っておりま
 す。それをどちらかに入れるかという問題はまた
 別個であります。一応このストックホルム規定
 では、推定規定の適用から除外するということに
 なつております。

○小松委員 映画のことで少しわからぬことがあ
 るのですが、たとえば「七人の侍」という映画を
 イギリスがビデオにとつて、テレビ放送に使う場
 合の著作権者は映画会社になるのですか。そうし
 た場合には、その報酬とかさういふもののいわゆる
 財産権といふものは、これは映画会社の専有のも
 のになるのですか。

○安達説明員 著作権者のものでありますから、
 だれが著作権者かによるわけでありまして、いま
 の日本の場合は、一応製作会社がすべての権利を
 行使するといふことが監督その他の間で契約を結
 んでおりました。原則としては、著作権者として
 の映画会社がその放送についての許諾権なりその
 使用料を徴収する権利を持っておる、こういうこ

とでございます。

○小松委員 ストックホルムの報告に基づく質問は大体それで終わりました、この提案されておる法律と直接関係はない、延長法とは関係はございませぬが、せつかく答申が出、文部省が試案を出して下さるから、一、二お伺いして、あと唐橋先生とかわりたいと思います。

この著作権法の改正というのは非常に多岐に問題が多くて、突っ込んで研究すれば相当な問題点をかかえておると思います。それで、もう少し著作権に關係のある役所というか、そういうところというものは、国民各層にこの著作権の所在なり移行する姿を浮き彫りにして、教育をすると言つてはことばが悪いが、意見を聞くようなことはできないのか。ただ、国会で全面改正の論議が出て、二年待ち、三年待ちにして逐次権利保護の延長をしておるだけで追いつめられて審議会をつくつて、やつと審議会の答申は終わりましたけれども、何か審議会の答申は終わりましたけれども、課と指定された審議会委員だけの持ちごまのやりとり、こういうような私は気がする。ここに国会議員がおりますけれども、国会議員は四百何人、参議院議員も加えればもつとおりますが、ほんとうに著作権というものは国際的な性格もあるし、同時に、民法のいわゆる所有権にかわるべき重大な、しかも奥のある所有権的な性格を持つておるんだが、もう少し広範囲に実態的な説明なり、あるいは問題点になるところをあげての指導啓蒙、あるいは意見調整などはやれないものか。文部省としてはやりました、それぞれの業界には聞きましたよ、こう言うけれども、それは専門の業界にお尋ねした程度で、ほとんど著作権というものの推移については文盲に類する問題だ。この日本の法改正の場合に、刑法の改正なりあるいは民法の改正なり著作権法の改正という私的権利を大きく制限し、あるいは問題のある点についてはもう少し広範囲に啓蒙しなければ、いつの間にか自分の権利を喪失したり、知らなかつたというやうなことになるおそれがあると思うのですが、

今日まで著作権課としてはそれにこたえるのどのようなサービスをしたか、これは国民への重大な責任があると思うのですが、意見を聞いたかというのを顧みると、りょうりやうたるものものやうな気がしてならないわけなんです。この点、文部省としてはどういうお考えを持っておるか、お伺いしたい。

○安達説明員 まず一般的に申し上げますと、数年前から全国ブロックごとに著作権講習会というものを開きまして、学校の先生方あるいは新聞、報道関係その他の方々の御参加を得まして、著作権思想の普及につとめてまいっております。これは一般的でございますが、同時に、昭和三十七年以來著作権制度審議会が開催されたわけでございまして、その際、著作権制度審議会におきましてはすべての問題、特に重要な問題につきましては関係者の意見を常に聞いて審議を進めてこられたわけでございまして、昭和四十年の五月に著作権制度審議会の小委員会報告というのがございまして、これについての説明会を東京、大阪でやりまして、さらに、四十一年四月に審議会の最終答申があった段階で、東京、大阪、福岡の三地域において答申の説明会を開催いたしました。それからさらに、特例といたしまして、文部省の著作権及び隣接権に関する法律草案というものを発表いたしましたわけでございますが、一般の法律でございますが、これらについては、一般の法律でございますが、特に国民の権利、義務に直接関連するものであるということで、草案という文化局試案という形で発表いたしました、字句等についてのこまかい意見をも聞き得るやうな段階にいたしました。これについて、関係団体四十から詳細なる御意見をいただいております。したがういまして、文部省といたしましては、あらゆる手段を尽くしてその啓蒙につとめておる次第でございます。

○小松委員 文部省としてはそういうお考えでありましようが、アメリカもいま著作権法の基本改正を進めておりますけれども、それぞれの持ち場の委員会なりというものは非常に綿密な計画を立てて、綿密な資料を提供してやっておるのを見ますと、何だか日本の場合には官儀的なにおいがしてならない。そういうために、きわめて著作権というものは国民には迂遠なものになり果ててゐるのではないか、こういうような感じがしてならないわけですが、あと一、二年、三年残されております歳月を、やはりもう少し綿密な——たとえば、言うならば答申案のパンフレットが出ましたね。そのパンフレットにしても、大体答申の審議委員が一体どなたかわからぬやうな、まるで十ばかりに上げたやうな答申案になっておる。少なくとも、答申案のメンバーは、どういふメンバーがやっておるかというやうなことも、もう少し綿密に国会議員なんかに知らせていただかないと、非常に進んでおるほうはどんどん進んでおるやうにも見えますけれども、私のタッチのしかたがにぶいからかもしれないけれども、いかに特殊な一つの関係グループだけでこういうものが進められておる、こういうやうにも考えられるわけですか。

私は、この問題として一番問題になるのは、アメリカの特殊な地位というか、万国著作権会議とベルヌ条約との関係が、ほんとうは国民に非常にわかりにくい、こういうやうな点がまだ多々あるのではないか、こう思うわけでありまして、それから、これは別に仲介業務法が——私はまだ試案を見ていないのですが、何だか最近、審議会から仲介業務法の答申が出たに承つておるわけなんです、仲介業務法は同時に提出する意思はあるのかないのか。

○安達説明員 本年の五月十日に、著作権制度審議会から、著作権等に関する仲介業務制度の改善についての御答申をいただいたわけでございまして、これに基づきまして、現在あるところの仲介業務に関する法律の改正をしなければならぬ、こういう段階に入つておるわけでございます。したが、これについて法制化の準備を進めてはおりますけれども、本法の改正が、いま御指摘のやうに非常にたいへんな作業でございますので、現在は、法制局におきます本法のほうの改正の審議を進めていただいております。それで、もちろん著作権の本法と仲介業務法を同時にできれば一番理想的でございますが、審議なり準備の都合等からいって、あるいは同時にできないことがあり得るかもしれないというやうに考えておるわけでございます。

○小松委員 いま外国人の仲介業務者が、日本にばつこしておると言えはあれですが、既得権を持つて相当入り込んできておると思うが、この仲介業務法の改正にあつて、既往の既得権を持つておると称する外国人の所有権仲介業務者をどのように処置していくのか。仲介業務者というものは一単位一つとして考えていくのか、複数と考えていくのか、この辺の關係について、まだ構想で、きまつたなにはないでしょうか。

○安達説明員 音楽の著作物にかかわる仲介業務につきまして、これは音楽の権利によつて若干違いがあるやうなところがございます。たとえば、演奏権と申しますと、これは全国各個所で演奏されるものについて許可を与え、使用料を徴収しなければならぬということになります。で、そうたくさんあつては非常に困るわけでありまして、やはり、できれば一つがよいわけでございますけれども、一つでなければならぬ理由もございませぬので、審議会の答申では少数複数制を前提としつつ、単一制の利点を取り入れたやうな許可基準をつくる、こういうことでございまして、同時に、もう一つ録音権、レコードに許可する権利等につきましても、これはある程度の少数があつても特に支障を生じないということもございまして、そういうものは必ずしも一つ、二つというやうなことにこだわらずに、ある程度のもは認めてもいいのではないか、こういうことはございまして。

現在、外国人がやっておりますものは、録音権に関するものでございまして、演奏権に関するものではございません。したがういまして、そ

うようなものについてはそれぞれの必要性、あるいは許可基準に該当するかどうかというようなことを十分審査の上、許可すべきかどうかを決定すべきものであるというように考えておるわけでございます。

○小松委員 問題は、音楽の場合が一番多い。いまあなたのお話に出た二次使用になりますか、そういうような場合に、日本の場合には楽譜とか歌、あるいは作詞、作曲というものが演奏者とワンセットになって、作詞、作曲、歌い手までレコード会社のまるがかえの専属制度をとっているわけなんです。そうすると、この著作権というものが、仲介業務あたりでも非常に問題点になるのじゃないか。作詞、作曲——演奏のほうは、それはいいですよ。レコード会社とワンセットになっていると思いますけれども、作詞、作曲というものが、どうも著作権としてはっきりしていないで、専属されている。こういう問題から、日本音楽著作権協会の運営などに相当の問題が派生してきている。これが国際的になってくると、外人のあつせん業者あたりから見ると、さらに問題が拡大してくるのではないかと思います、その辺についてはどうなんですか。

○安達説明員 作家のレコード会社への専属制というのは、現在行なわれているわけでございます。ただ、いま御指摘のございましたレコードの二次使用、すなわちレコードによる音楽の演奏権は、現在は、現行法上は認められてはいないわけでございます。新しい法律で、そのレコードの二次使用権を新しく認めようということになるわけでございますが、現在、レコード会社等におきまして、演奏権までレコード会社がとうとうと思われない、演奏権はそれぞれの作家が持ち、それは同時に音楽著作権協会をして行使せしめる、こういうことを言っておりますので、演奏権について、その録音権団体あるいはレコード会社が演奏権まで直接行使するということは、一応考えられないと思います。

○小松委員 そこで、作詞、作曲の専属制度というものは、ある程度けじめをつけておかなければ、いまのように専属制度をとっている以上は、だんだん理詰めにしていきますと、二次使用なりをしていきますと——レコード会社がまるがかえで何もかもとっていかれば、それでいいと思うのですよ。それでなければ、二次使用のときには、それまでレコード会社にとるとは言わない。こういったものの専属制度というものが生きておれば相当問題があると思うのですが、この辺は相当考へて、作詞、作曲の場合にも、著作権の確立をする場合には、専属制度というものを廃止の方向に向かわせたほうがいいのじゃないか、こういうふうにも考えるのですが、どうですか。

○安達説明員 その点につきましては、著作権制度審議会におきまして、特定のレコード製作社が長期間にわたって録音権を独占することがないようにする、そういうことで、レコードが発行されてから三年間たつたならばこれを自由にする、これを原作者に返す、そして音楽著作権協会をして行使せしめる、こういうようなことができるようにする、それは、第一段としては当時者間の自主的な措置によって考える、自主的な措置ができなければ法律によって措置する、こういうことで、文部省から出しました改正草案については、いわゆるレコードの法定許諾と申しますか、そういう制度を一応案として載せております、御説のように、レコード会社が録音権を長期間にわたって独占することができないような措置については検討いたしておるわけでございます。

○小松委員 日本音楽著作権協会の信託約款の問題なんです、それがいろいろ著作との間にいざこざが絶えないわけなんです。この問題について、どのように信託約款の問題は処理していくこととなるのですか。

○安達説明員 その点はおっしゃるやうに問題点がございますが、それは今度仲介業務法を整備いたしました場合に、十分この点の問題点を解消するように努力したいと思っております。

○小松委員 仲介業務法の問題は、二次使用とかあるいは電波使用とか、こういうものがだんだん起こってきますと、相当仲介業務の問題がふくそうしてまいらると思ひます。権利というやうなものになって、著作権者がだれたったのかかわるやうになって、その間に独占されたり、かすめられたりというやうなことになるので、仲介業務法というものは、私は、著作権法改正と同時に、もう少しシビアに考究を出す、これを一括契約という形に持ってくるのがいいか、あるいは法規制をやっていくのかという問題点などもたくさんあると思うのです。この点、仲介業務法も著作権法の改正と同時に提出していただきたい、こう思うわけですが、その点についての御判断はどうなんですか。

○安達説明員 その方向で努力したいと思ひますけれども、これが不可能なことも生ずるかも知れないというところが一つ。それからもう一つは、この新しい仲介業務法に関する答申の考え方、現行法と基本的にはあまり変わりはない。たとえば仲介業務の許可制であるとか、あるいは使用料の認可制であるとか、あるいは主務大臣の監督権とか、そういうやうな点は基本的には同じでございます、むしろ運用のほうの点に力点が置かれておるわけでございます。したがって、その御答申の趣旨に従って運用の面で改善すべきところは改善するということも可能でございますが、そういうことも考慮いたしますが、いずれにいたしましても、できるだけ同時にできるように努力はいたします。

○小松委員 いまの音楽著作権協会の信託約款の問題についていろいろトラブルがあるようでございますが、それは唐橋委員のほうからもっと具体的な問題をお尋ねするやうに聞いておりますから、この点には触れません。

最後に、翻訳権の問題で、今度はストックホルム会議で留保を取りつけてまいりましたが、これはおそらく十年あるいはアメリカの七年がそのままいいか、五十年でいくか、あるいはその中間をとるかというのは大問題になってまいりました。と思ひますが、いまの審議会なりあなたたちの一応の方向としては、留保を取り下げて五十年になるという方向に持っていくのか、あるいは依然として留保取り下げはしなかったが、五十年の方向に向いておるのか、アメリカの改正案の見通しはどうなのか、この辺を承りたい。

○安達説明員 アメリカの改正案の見込みは、その担当の人に聞きましたところ、来年一ぱいかかるというやうなことを申しております。

なお、翻訳権について、アメリカとの関係、万国条約との関係でございますが、これは十年たつたら自由になるという制度とは併存しておるわけでございます、アメリカの著作物については、十年たつたら自由に使えるという制度は適用されないで、万国条約の、七年間たつたら連絡してできない場合に金を払って使うという制度が適用されるというところでございまして、それぞれ国によって適用関係が違ふということをおし上げたわけでございます。

なお、翻訳権の留保をベルヌ条約上認められたわけでございますが、これを国内法上どういうふうに取り扱うかという問題についてはなお検討すべき問題であると思ひますけれども、従来は、審議会の答申を尊重いたしました、留保を放棄するという方向で現在までのところは進んでおるわけでありまして。

○小松委員 問題点がたくさんございますが、これは今度の延長法規に直接関係はございませんので、この程度で私の質問は終わりたいと思ひますが、やはりもう少し国民の間に、その成り行きなり権利移行の模様というものを時間をかけて——今度は二年延長でございますが、二年間の時限的なもので、二年たつてまた二年を延長するということはもうないと思ひます。三年延ばし、二年延ばし、また二年延ばしたのですから、ないと思ひますが、その間に、国民に権利移行、著作権法の基本的な流れというものをさらに知らせる必要があるのではないか、このように私は考えておるわけ

けであります。この点についてどのような——もうこれでは内閣法制局で法案のチェックをしておるから、これができ上ればいつでも提案できるという考えに立っておるのか、さらに審議会等でもう一回検討をし直してやるのか、その辺のところ、今後の二年間の著作権法改正への一つの方向性を御明示していただきたい。

○安達説明員 著作権制度審議会におきまして審議をされましたものと、それから文部省で改正草案として発表いたしましたもの、特に改正草案等におきましては、ストックホルム会議におけるところの動向等をしんしゃくしてやっておったつもりでございます。ある程度はそのことについておりまして、ストックホルム改正規定に従って特に手を入れて全面的な改正をしなければならぬという箇所は、まずはないように考えておるわけでございます。もちろん、技術的な点はございます。

それから、現在関係団体等という話し合いをしておりまして、たとえば、レコードの二次使用権を認めた場合に、放送局は一体幾らぐらい払うかというようなことについても、権利者、それから放送局側使用者あるいは喫茶店組合等との間でいろいろ話し合いをしておりまして、そういう法律が実施された場合の実態的な取り扱いの問題なども調整をいたしております。さらに関係団体等とも突っ込んだ研究会などもやっておりますので、そういうような意見をも法制局の審議の過程で十分生かしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

なお、ストックホルム会議の経過については、著作権制度審議会に御報告いたしまして、さらに十分御意見を聞きたいと思うのでございますが、さらに法律全体について、もう一度著作権制度審議会に諮問をする必要はまずないのではないかと、かように考えておるわけでございます。

○小松委員 今度出版権の問題で、やはり複製という形にウエートを置いてきておると思うのでございすが、そうすると、出版権の取りきめなど

については法律化をするのか、あるいは別個の法律をつくるのか、その辺のところをちょっとお漏らし願いたい。

○安達説明員 現在出版権の設定については、現行の著作権法に一章を設けて規定されておるわけでございまして、改正案につきましても、その線に沿って大体现行法の制度を盛りつつ修正いたしておるわけでございまして、この点につきましては、複製と出版権その他についての問題点は、特に日本書籍出版協会等とも慎重に鋭意検討を進めておるわけでございまして、そういう検討の結果によつて必要な修正は加えていきたい、かように考えておるわけでございます。

○小松委員 これで終わります。

○床次委員長 この際、暫時休憩することとし、本会議散会後再開いたします。

午後一時九分休憩

午後三時五十三分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

著作権法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。唐橋東君。

○唐橋委員 午前中に小松委員のほうから、関係と、さらに国内関係の基本という問題の質問がありました。それに続きまして二、三お伺いしたいと思うわけでございます。

その一つは、具体的に申しまして、午前中の小松委員の質問に対して、文部省の文化局試案について、この国内法は全面的な改正の必要は認めないが、個々の改正の必要は今度の国際的な結果多少ある、こういうことでございすが、そのおまなる箇所はどういう点であるか、まずお伺いしたいと思ひます。

○安達説明員 先ほど申し上げましたように、今度の改正で映画に関する国際的流通を円滑にするための条約ができ上がったわけでございまして、

これに関連しまして若干これに修正を加える必要があるのではないかと、かように考えております。その点が第一点でございます。

それから、多少技術的にわたります点といひましては、今度の条約で、日本国内に住所を有する者は、日本国籍を保持している者と同様に保護する、こういうことになりましたので、それに関する規定を整備するというようなところがあるかと思ひます。

そのほか、保護すべき著作物等につきまして字句的な面で修正を要するところも多少あるかと思ひますが、基本的には、特に根本的体制を要する必要はないかと思ひます。

○唐橋委員 そのような点を含めながら、先ほどいろいろ意見が出ておりますように、非常に大きな全面的な改正に取り組まなければならぬという立場に立ちながら、この文部省の試案が発表されますと、各界からは非常にいろいろな意見が出ておる。先ほどのお答えの中に、四十ぐらいの団体から出ておるんだ、こういうことでござい

ますが、いまのような点を含めて、さらにこの法律草案を直しながら、もう一度やはり第二次草案ともいふべきものはこうなんだということを交渉する必要があると私は思うのですが、それに対してどのような取り組みをなさろうと思ひておりますか、お伺いしたい。

○安達説明員 先ほど申し上げましたように、四十団体に意見の提出を求めまして、現実に意見が提出されておるわけでございすが、その中の意見を見を二つに分けることができると思ひます。

一つは、従来から主張されたことをやはり主張されておる。もう一つにその意見は審議会等において十分織り込み済みであつて、審議会において採用できなかった、そういうような問題でございまして、そういうものは主として根本問題に関するものでございまして、そういうものはいづれをとるかという判断の問題でございまして、それはすでに織り込み済みであるということが言えるわけでございまして。

それからもう一つは、技術的な点でございまして、こういう点については関係の団体の意見等非常に聞くべき点はあるわけでございまして、そういう点は法制局の審議の過程で取り入れることができる、そういうふうないたしますと、もう一度第二次草案をつくつて、それを一般に公表するまでの必要はないのではなからうか。技術的な点は、むしろ関係団体との間で十分協議をいたしまして、納得をいただけるような点までは実際問題として処理できる。

ただ、最初申し上げました根本問題につきましては、これはとるかとならないかの問題でございまして、これを何回交渉しましても同じ意見が出てくる、こういう結果になるかと思ひます。

○唐橋委員 日本文芸著作権保護同盟、日本音楽作家クラブ、全日本写真著作権同盟、こういう方々からいろいろ意見があなたのほうにも出されておる、私たちがまた資料として持つておるわけでございまして。それらに対して、いまの映画に関する件という点では多少なりとも重要な事項でもあるわけでございすが、いまのような取り扱いで不十分だとも考えておるのです。それらもそのような取り扱いで悪いと私も考えていませんが、ともかくいま申し上げたような中心になるべき方々から各種の意見が出ておる。そしてまた、先ほどお答えありましたように、その他四十に属する団体といひますか、あるいは個人的な立場の人も含んでいられるかどうかはわかりませんが、そういうような意見が集まってくるならば、私たちが、このような意見を十分取り入れながらも、もっともと研究してみなければならぬ任務もあると思ひますので、それらの点をまとめて全部資料として委員会に出していただきたいのですが、いかがですか。

○安達説明員 各団体から出されました意見書はまとめてございまして、あるだけの部数で御参考にご供せられるものは、できるだけ用意いたします。

○唐橋委員 こういう問題は、相当利害関係なりあるいはお互いの一つの仕組みの中で、こちらを

重んずればこちらが非常に軽くなるという一つの基本的な権利の問題ですから、どのような意見——いわゆる重複しているような意見が出ていたとしても、やはり出すのは、それぞれそれだけの立場を持っておいでになる方々からの意見だと思ふので、全部の意見を一通り見てみなければならぬと思ふのです。それらをまとめて出してもらいたい。何か注釈しておも立つたものはこういうのだという考え方じゃないに、やはり全資料的なものを出していただけますか。

○安達説明員 承知しました。

○唐橋委員 それらの資料等を参考にしながら、私たちも真剣に、今後一番重要な——先ほども小松委員が言われましたように、基本的な問題でありながら、非常に国際的な立場に立ってみても、かく私たちには認識の薄い問題でありますから、それらの点を含めながらも、突っ込んでみたいと思ふので、できるだけ早く資料を出していただくようにひとつお願いいたします。

その中で一番問題が生じやすいのは、先ほども出ましたが、仲介業務制度だと思ふわけでございます。この仲介業務制度に対する答申が出ておるわけでございますが、これらの答申は、先ほどの答弁でもこれで大体いいんだ、あとは運用の点が一番中心になるんだというような考え方がございますが、いままでの日本音楽著作権協会のやってきた一つのやり方というのに対していろいろ問題が出ておる。しかもそれは、今度の改正においては、再びそういうような問題が起こらないように抜本的に整備しなければならぬと思ふのでございまして、これらの点について、答申案の全文はいま手に入っておりますが、関係官庁としての文部省に、もう少しこの仲介業務に対する基本的な考え方を伺いしておきたいわけです。

○安達説明員 この答申は五月の十日に出されまして、その答申と同時にその答申の説明書というのがございますので、それもしお持ちでございませんでしたら、資料として御提出申し上げたいと思ひます。もう少し御理解いただけるかと思

いますので、あとでお届けいたします。

この答申の考え方は先ほども申し上げましたが、現行の著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律をいかに改正するかという観点でつくられておるといふことが一つ、同時に、御指摘のございまして、その適切でない点をさらに改善するといふようなことの二つを含みながら、答申が出されたわけでございます。ただ、法律制度の大綱といったしましては、先ほども申し上げましたが、仲介業務をするに際しての許可制とか、使用料についての認可制あるいは主務大臣の監督権とか、そういうことはおおむね同一の体制をとっておるわけでございまして、それが現在の法律は昭和十四年にできたものでございまして、旧憲法下においてつくられたものでございまして、新憲法下に沿うように許可基準を定めるなど整備をする、こういうことに中心を置いておるわけでございまして。

○唐橋委員 その際、いままでの問題を振り返ってみても、監督官庁である文部省の監督の姿勢を確立しなければならぬということ、私はこの著作権協会の問題の解決の第一の条件として、経過を見ましたときに感じたのでございまして。世に上ずいぶんにぎやかな話題を投げた問題でございまして、その中で、いま申しましたように、文部省自体の姿勢として非常な疑惑を持たれる点があると思ふわけでございまして。したがって、これらの点について二、三伺ひして、そして過去は過去、現在は現在、将来は将来という中において、文部省の正しい指導体制がなければならぬと思ひます。したがって、二、三の過去の事例の中から伺ひしておきたいのでございましてけれども、雑誌の「新評」の一月号ですか、文部省がいろいろ接待を受けたとか、あるいは国税庁関係が接待を受けたというふうな記事が載っております。これについては御承知ですか。

○安達説明員 ただいま御指摘の点につきまして実情を調査いたしましたところ、三十八年以前に職員交代等の際の会食等の事実が認められまし

て、綱紀肅正の見地から自粛すべきものであることはもとよりでございますが、三十九年以降はこのようなことは行なわれないようにいたしておるわけでございまして。

○唐橋委員 国税庁関係もあるのですから、国税庁の方、そういう点について……

○中西説明員 そういう接待を受けたという事実には聞いておりません。

○唐橋委員 あの雑誌の記事には、法人税課の關係接待費とかなんとかいうのがずいぶん出てきておるのですが、あの記事は御承知ないですか。

○中西説明員 その記事はまだ拝見いたしておりません。

○唐橋委員 それでは、その他週刊誌等に、ずいぶんこの種の問題がにぎやかに報道された点はどうですか。

○中西説明員 そういう事実はまだ知らないのですが……

○唐橋委員 直接雑誌は持ってこないのですけれども、「新評」には何月何日に国税庁の招待はこう受けたんだというふうな点が、具体的に日誌風として出ているのです。しかもその中には、法人税課の關係接待費、法人税打ち合わせ会、国税庁との懇談会、こんな事項で出ておるわけです。こういう点を知らないということについてはちょっと了承できないのですが、どなたか、そのほか国税庁関係の方がおいでになつておるならば——あなたも直税部法人税課長なので、そういう種の問題を国税庁として知らないということは許せないもので、知っておる方がいれば電話でも連絡をとってみたいだけではないですか。

○中西説明員 私は聞いておりません。それでは連絡させていただきます。

○唐橋委員 連絡をとっていただいて、もしその種の件について多少事務的にその後処理の衝に当たった、こういう方がおありでしたら、もし出たいただけるならばお問い合わせありますが、そういう点について至急連絡をとってみてください。

それで、文部省のほうとしては、調べた結果何

件くらい出てきましたか。

○安達説明員 件数は、ここにちょっと資料を持っておりませんので、お答えできません。

○唐橋委員 あともいろいろ議論したいのですが、確かにこの音楽著作権協会の内部の問題は、それ自体として運営上の問題であると思ふのですが、少なくとも監督官庁の立場に立って一切を掌握できる——いまさら私が、この著作権法の中にある文部省の権限なんというのは読み上げなくても、あなたたちはそういう重要な立場に立っておるものであつて、しかもあれだけの大きな問題が生じておるときに、簡単な調べでこれはそうでなかったんだというふうなことで、いわば綱紀肅正という中においてこれが処置できますか。これはむしろ大臣のほうに、基本的な姿勢なので、お伺ひしておかなければならないと思ふのですが、この種の件について大臣は、直接調査させ、その報告等を受けていますか。

○安達説明員 その前にちょっと文部省関係で、文部省関係の接待費といわれておりますもののうちに、私も詳細に調査いたしました。実質は文部省関係でないものが、文部省関係として帳簿に記載されておつたのが相当あるということでございます。

○唐橋委員 だから私は、そういう点を明確にしたいだけなんです。そうでないものが相当ある、これはことばのやりとりではそれでいいでしょう。しかし、いまのことばは新聞や雑誌等に出ております。しかも私は、この種の件については質問いたしますと通告してあるはずですから、少なくともこの国会の議論の中においては、そういう疑惑を正式に晴らさなければならぬ、そういう国会の場合だとすれば、私が質問通告をしたときには、当然これはこうでございますというはつきりとした御答弁、つまりいままでの経過の中でそういうものが何件あつて、何件はそうでないのだ、そのうちこの点はこういう趣旨で、いわば交際費的な単なる儀礼的なものであるというように、それらの性格を一々明瞭にしなければ

ならないと私は考えるのです。そうでなかったら、あれだけ週刊誌に取り上げられ、あるいは雑誌に書かれているのに対して、文部省の立場というものをここで明白にしなかったならば、どこで明白にするのですか。

○安達説明員 三十四年の四月から三十九年三月まで、文部省関係接待費として約百二十万円というものが協会の帳簿上に載ってあったわけでありますが、そのうち五十万円は実質上文部省には全然関係のないものであるということを発見いたしました。

○唐橋委員 残りはあるのですか。

○安達説明員 残りの七十万円のは、先ほど申し上げましたように、職員交代等の際に会食をしたというのが主でございます。一般社交儀礼上、自粛すべきものではございませんけれども、特に非難するには当たらないものではないかと考えました。

○唐橋委員 私の手元にもそのコピーをとったものがあるのです。これがそのままだとすれば、これを資料にしながらこの資料の中でいまいかな疑念を晴らして、国民の目の前に文部省のあり方というものはこうだったのだということをはっきりとさせ、黒い霧をぬぐっておかなければいかたがないとわれわれは思うのです。今度この種の事件が、あとでも出てきますが、不起訴になったというふうなことで一応ピリオドを打つ段階にきておるので、私はこれを取り上げて、そういう時期的なものも考えながら、しかも文部省の今後の立場というものの重要性もあるで聞いておるのでございしますが、いまのような点で文部大臣、これらについて、私はやはり大臣の責任において明確にしておくべきだと思う。私がいま申しましたように、ちょうど昨期的にもこの種の問題が一応終結のつく時期が出ましたし、二三日前の新聞にも不起訴だというような点が出てきましたので、この辺で一切を出すべきである。何もそれを新聞紙に発表してやるべきではない、こういう場に出してこそ初めて国民の疑惑なり、文部省の考え方と

いうものが明白になってくると思うのですが、それらに関するいま私が申し上げましたような態度、私の気持ちを申し上げながら、そういう考え方に對して大臣のとうていいただきたい点をお伺いするわけなのですが、どうでしょうか。

○鈴木国務大臣 音楽著作権協会の不正問題につきましては、御指摘のとおりきわめて私も遺憾に存する次第でございます。特に文部省との関係につきましては、私、就任後この著作権協会の問題につきましては厳重にこれを調査をいたしまして、特に私の就任ずっと以前の問題でございますけれども、将来にわたりますして文部省としてそういう疑惑を受けるようなことが絶対ないよう、また、著作権協会のあり方につきまして、最善の改善を行なうように処置をいたしますように督促をして今日までまいっておるわけでございします。

○唐橋委員 大臣のお気持ちはわかりますが、くどいようですが、やはりどこかで、いままでのこの問題に對してあれだけ件数が正しく日誌風に出ているとするならば、こういう国会の中で出している、初めてそうであったということがわかると思います。そうでなかったならば、文部省はずいぶん疑惑を受けているわけでしょう。その中でも五十万円はそうじゃございませんということなんですから、あと七十万はありました、こういうことですから、七十万というのはどんな性質のものかということも、たとえ金額が七十万であったとしても、それは送別会の費用でございましたと——それならば送別会の費用でないものもありますよ。だとするならば、正しくいま申しましたような形で処理しておいていただく。その処理のしかたに、私がいま申しましたように、こういうふうな事件でありましたということをお私たちに資料をよこしていただきさえすれば、それでやはり国民に對する一つの正しい釈明の方法、あるいは明らかにする方法が出てくると思うのですが、そのような方法は、大臣とれないのですか。

○鈴木国務大臣 過去におきます事柄は厳重に調査をいたしておるのでございますが、できまじたら、それはたいぶん個人にわたる問題もあるかと存じますので、調査の結果をごらんいただく程度にしておいていただければ——その中で、公務員として過去におきます過失、誤りにつきましては、将来を戒めましてそれ相応の処置をし、将来への更迭をさせるということは、やはり一面におきまして私どもの責任でもございしますので、そういう点を御推察いただきまして、それがもし犯罪とか公務員として不当行為に及ぶものがあれば、これは完全に処置しなければなりませんけれども、それに注意を与えまして、将来への更生をさせるということもまた私どもの立場でございますので、その点を御了承いただきまして、調べるものは十分調べておりますので御了承いただきたいと思ひます。

○唐橋委員 大臣がそのようなお気持ちならば了承します。

その問題がずいぶん議論されております昭和四十一年の十一月二十二日の著作権協会の臨時総会に、担当者は出席いたしましたか。

○安達説明員 従来文部省は、音楽著作権協会の総会等には出席いたしていません。

○唐橋委員 その議事録等はもとになって検討されましたか。

○安達説明員 議事録は協会の会報に載っておりますので、私のほうにもそれが送付されてきております。

○唐橋委員 私の手元にはこの議事録があるんですが、その中で非常に大切なことは、「裏経理の大略」となっており、しかもそれは正式にその前の総会においてきめた経理処理委員会が取り上げ、その内容が報告されておるわけですが、この「裏経理の大略」というのを見てみますと、私たちが非常に驚くべき内容が出ておるわけでございします。これらの点については検討されましたか。

○安達説明員 文部省といたしましては、基本的にはこの音楽著作権協会が自主的に処理されると

いうことでございますから、文部省としてはあくまでも自主的に処理をするということをおたてまえにしつつ、必要があればこれに指導監督をする、こういう立場で進んでおったわけでございまして、過去の経理について問題があるということございしましたので、文部省ではこの問題を明らかにしようというのを忠告いたしました。その結果、過年度経理処理委員会が設けられて、こういうような結果になったという報告を受けたわけでございますが、間もなくこれが告訴になりまして、その点についての刑事的な捜査が行なわれることになりましたので、私どものほうは、その内容についてこれを一々検討するだけの資料、またそれだけの権限もございませんので、その中身についてさらに詳細に検討するということはいたしませんでした。

○唐橋委員 いま、権限の問題が出ましたね。法律の第七條に、「主務大臣ハ何時ニモ当該官吏ヲシテ仲介人ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ業務及財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得」と、臨檢し得るまでの重要な権限を持っておることは、これはもう私から言うまでもなくおわかりなんでしょう。

○安達説明員 承知いたしております。ただ、私も申し上げましたのは、実際の帳簿等が警視庁のほうに提出されてございましたので、私どもの調査すべき帳簿等が現実にはない、こういう状態でございましたので、これはむしろ刑事訴訟法のほうにゆだねるべきことであるということで、私どもとしては一応控えたということでございます。

○唐橋委員 検査する資料が警視庁のほうにいつていてということとは理解するのですが、何かあれだけ騒がれているのに、私のほうではそういうことの報告を受けるだけの義務であつて、あとは検査をする義務はないのだというような趣旨に受け取ったのですが、こういうことだと思ふのですよ。一番大切なことは、あの著作権協会のいままでの功績やその他は、私はやはり否定できないと

思います。しかし、あの不正事件が発生していく一つの仕組みを見ても、いわば信託事務として入ってくる金、その中からの規定の手数料で協会は事務をしなければならぬ。あの協会の予算というのは、定款から出てくるのは手数料ということになっていくが、それが会計であって、あとは入ってくるけれど、それが著作者に出さなければならぬ。この仕組みが実は根本的に間違っていたと言わざるを得ないわけです。というのは、入ってきた金が全部いつでも運営費の中に――著作権協会そのものの仕事と、配分しなければならぬ金というものをいっても、こっちゃんにしている、このことが今度の事件の起こる基本的な会計のあり方としての間違いだということ。私は指摘せざるを得ないのですが、いままでの監督の上に立って、そしてまた、この種の事件が起こったあとの運営で、このような会計の基本的な姿勢といえますか、運営といえますか、そういかまへの指導はどうかされていますか。

○安達説明員 従来は、御指摘されるような余地があり得るような点があったということは遺憾であったと思うわけでございまして、その後、協会の財産と信託財産というものは、会計上はつきり分離いたしまして会計をするというように指導し、またそういう体制をつくってまいりました。それからまた、監査部をつくりましてその監査を厳重にする、こういうような体制、あるいは外部に委嘱して公認会計士の監査を認めるというような体制もつておるようになってまいりました。

○唐橋委員 そういう体制に入らなければならぬと思いますが、たとえば、いま申しました未配分の使用料の融通というように、一番この種事件の基本的なものであって、その後そういう点は、監督権がありますから、いま申しましたようにやはり権限があるのですよ。だとするならば、やはりその後現場に行つて、報告を受けるだけではないに、改まってきたかどうかということを見ていますか。

○安達説明員 現在までのところは、いわゆる法七条に基づいて立ち入り検査というものは行なっていない。新しい役員もできましたし、またそういう財政経理の規定等も整備いたしてやっておりますので、その状況を書類あるいは口頭での聴取等をいたしまして監督をしておる、こういう状況でございます。

○唐橋委員 それでもう一つ重大なことは、いまのような信託財産の経理というもののたてまえをはつきり分けました。こういうようなことは了解がつくのです。そのことが確実に行なわれているか、こういうことになってくると、私は、いまのあの財産の中で、そうしていまの会計方式の中で非常に困難な機能的なものを持つておる、こう思うのです。ですから、これは相当あの種事件から日時がたつていきますので、長い一つの財政的な指導の中でないと、どうしてもいまのような信託財産を自分のものとして流用しているという、こういう点はあの運営の中では当然やはり出てくると思うのですが、これらに対して私がいまお聞きしたのは、これだけ問題があったんだから、その後半年たつた、一年たつたというならば、やはり指導的な立場で帳簿を見ていくという、身分証明を出して臨検までいかなくても、指導的な立場で行つて当然見られておる、こう思うのですけれども、そういうことも現実にはしていないのですか。

○安達説明員 ただいままでのところはやっておりますけれども、必要に応じてまた考慮すべき問題だと考えております。

○唐橋委員 そうしますと、あなたのほうでは、一番大切な信託財産が公平にいま配分されているかどうかという状態はつかないわけですね。

○安達説明員 この日本音楽著作権協会は、もととは権利者の団体でございます。権利者の団体として評議員会を持ち、理事会を持ち、また責任ある役員がやっておるわけでございますが、まずは第一段としてその団体自体の自主的な管理経

営というものを重んずべきだ、かように考えております。そういう過程においてなお必要があるならば、やはり必要な調査をすべき問題である、現在のところは新役員以下非常に一生懸命にやっておりますのでございまして、状況に応じて必要あらばまた現地調査もすべきではないか、こういうように考えております。

○唐橋委員 御答弁はそれでいいと思うんですが、でも、しかし、実際は、それでその内容があなたたち自信を持って監督官庁として行なわれているのですか。私はあの経理全体を見ておったときに、あのプランケット方式という会計の処理の方式というものは、いろいろあの方式をとらなければならぬという問題があったと思うのですが、非常にめんどろな会計だと思ふのです。会計の処理方式ですね。しかし、あの方式を見たときに、いまあなたが言うような、ほんとうに今後は協会の財産だけですべての給与もあるいは運営費もまかなわれる。そうして今度、ほんとうに信託財産が入つたならばすぐに配分していくという状態が監督官庁として、あれだけ問題になったときに、今度は役員がかわりましたということとすぐに変わるゝとあなたたちは見ているのですか。しろうとの私でさえ、これは非常に困難だと見ているのです。どうなんですか。

○安達説明員 その点は、会計の問題になりますと専門的な事項もございまして、外部に委嘱した公認会計士の監査を認めるというようにすることでやっておりますので、役員その他評議員会、理事会等の態度、それからまた監査の制度というように、あるいは監査部の設置、そういうようなことでまずはおまわっているのではないかと、なお問題等発見する場合においては厳重に調査をいたしたい、かように考えております。

○唐橋委員 問題等を発見すると言ふのですが、問題が出てしまつてからではおそいですよ。そういうようにできないように指導していくことが、私はやはり文部省の、しかもこれだけ権限を与えられておる監督官庁の立場ではないかと思ふ。公

認会計士を呼んで、いまほんとうはどうなつていますかと聞く方法も一つあるのですよ。私が問題にしたいのは、あれだけの問題の事後処理として、文部省はどれだけの真剣にこの問題の処理に当たっているのかということに非常に疑問に思ひながら聞いておるわけですよ。そうしますと、やはり私の持つておる疑問がどうしても了解できないのですよ。自主的団体、説明をなさなくてはならぬ。私はわかりますよ。そうして自主的団体でやらせて、あとは問題のないうちは、ほんとうは人の信託財産なんだからその処理を公正にやりなさい、こういうようなかまへは、それは必要でしょう。必要でしょうが、あれだけ大きな問題が生じて、そのあと再建に入つていった場合には、役員がかわつたのだ、公認会計士を入れたのだ、事件がないうちは私は監督官庁としては入る必要は認めません、問題が起こればやりましょうというかまへでは、この問題は処理できないと思ひます。だからこそ、いままだまだくすぶっているのではないですか。だから総会の問題を見詰めたつて、あなたのお読みになったとするならば、これですっきりしているという議事録になっておりますか、なっていないでしよう。だから、そういう点を、私は指導機関としてはつきりとやりなさいということをやつておるわけですよ。

○安達説明員 私の申しますのは、文部省は何もしないでほうっておくということでは毛頭ございませぬので、もちろん定期の処理会計の報告がございまして、またその提出があつた場合には単に処理だけでなく、関係の理事はもとより、あるいは担当の課長等に來てもらひまして、詳細にその内容を検討いたしているわけでありまして、ただ、こちらで申し上げましたのは、立ち入り検査とかそういうようなことは十分慎重にすべきであるけれども、その他一般的な監督として十分調査等はいままでもやっておりますし、將來もやるべき問題であるし、また、御指摘のような点につきましては十分われわれとしても心して、將來そういうような問題が起らないように十分に監視を

する必要があるということは、全くお説のとおりであると考えておるわけでございます。

○唐橋委員 総会の議事録の中に「裏経理の大略」として、「これらの原資を簿外に振替えるについては、著作物使用料を著作物使用者に返戻したかたちにし、また外国楽曲の使用料として外国著作権団体に送金したかたちにし、また本会協会が取得すべき外国楽曲の管理手数料分であるのこれを計上しないで信託者に使用料分配金として支払ったかたちにして、協会の使用料収入金から支出したもの、あるいは、総務部経理課が業務部から著作物使用料を収納したにもかかわらずそれを帳簿に入金の記載をせず協会の使用料収入から除外したものと、経理上不当な操作をしております。」というのが、正式な裏経理の発生原因を記載したもののようです。この裏経理の問題になってくると、一つは、これに伴う税問題が出てくると思うのです。裏経理には当然脱税ということが出てきますね。この脱税の裏経理に対して、国税庁はどのような処置をいたしたか。

○中西説明員 この日本音楽著作権協会と申しますのは、御存じのように公益法人でございますので、公益法人は本来納税義務がございませんが、収益事業を行ないますと、その収益事業部門について課税が行なわれることになっております。

この日本音楽著作権協会の問題でございますが、著作権者との協会の信託契約の約款を見ますと、当初は、剰余金が生じた場合は協会に帰属するということになっておりましたので、三十五年までは法人税の課税をいたしております。ところが、三十五年五月になりました、協会のほうで約款を改正いたしました、著作権者からは手数料はいただかないんだ、実費をいただくんだ、実費精算方式でまいります。したがって、収益事業には該当しないという判定をお願いしたいという上申書が国税庁に出てまいりました。それに基づきまして、私のほうで約款を検討いたしましたところ、事実そういう内容になっております。

で、約款のとおりでございましたならば収益事業には該当いたしませんという返事をいたしております。したがって、三十五年以降は、法人税は課税になっておりません。

それから、三十七年に、こういった公益法人の内容につきまして全国的に一度洗ったのでございますが、その当時は約款どおりの経営をやっておりますので、問題はございませんでした。その当時、この著作権協会は課税を受けない法人として表示いたしておりますので、それ以後、法人税は課税になっておりません。ただし、役員とか事務職員に対する所得税はもちろん課税しております。

○唐橋委員 協会自体の経理は、いま言うように手数料による経理であり、法人税の対象という団体としての収支というものと、もう一つは、その団体が取り扱う信託された財産に対する課税というものがあろうと思うのです。その信託された財産、金額が裏経理に入ってしまった、そして本人にいくべきもの、配分しなければならぬものが配分されないでいる。こういうことで、いまの説明の中では、正面の説明はいいのです。協会自体の法人としての問題はいいんですけれども、それは一つの収支決算でしょう。しかし、裏経理をつくって、いま読み上げましたように外国から入ったものが入っていない。二度と読む必要はないわけですが、あなたたちもこれについては相当調査されておると思うのですけれども、そういう入ってきたときに当然課税しておかなければならない金額等に対してはどうされたのですか、そのことを聞いておるのです。

○中西説明員 こういう公益法人の収益事業につきましては、剰余金が発生した場合に、事業年度末で課税するということになっております。したがって、いまお話しのごさいますように、裏経理が事実上ございまして、約款どおり行なわれていないということであれば、課税をしなければならぬと思っております。

○唐橋委員 そうしますと、この問題ができましたから警視庁も入り、しかも先ほど申されてあとでお答えをされたんですが、全然わかりませんでしたというのでは了承できないと思うのですけれども、いまの答弁のように当然課税対象になる。私のところにもだいたい資料がありますが、時間がないので提出しませんが、このようないわゆる脱税行為に対して、いままでは協会自体の経理だけを見て、しかも総会には九千万円の裏経理がございまして、全然脱税行為はございましてというわけで、いままで手をつけていなかったですね。

○中西説明員 全然手をつけていないというわけではございませんので、著作権協会の問題はわれわれのほうも知っております。ただ、帳簿、書類が全部取り上げられていたものですから調査ができなかったわけで、後日帳簿が返ってまいりましたから、過去五カ年間にさかのぼって調査をしたいというように考えておるわけです。

○唐橋委員 先ほどの文部省の答弁と同じように、証拠書類が全部警視庁にあるというので、調査できないんだ、こういうことなんです。そういう資料が戻ってくればあらためて調査します、こういうことなんですか。

○中西説明員 もちろん、帳簿書類が戻ってまいりませんと調査できませんので、その書類が全部戻ってまいりましたから、普通の場合時効は五年でございますので、さかのぼって調査いたしたいと思っております。

○唐橋委員 大臣に一つお伺いしたいんですが、先ほども申しましたように信託財産、しかもいろいろ会計方式のむずかしいレコード一つとつめてみて、それが今度演奏の場合と、いろいろむずかしい報酬を正しくしていく場合に、先ほど申しましたような今度役員がかわったんだからいいんだ、あとは公認会計士がおったからいいんだという問題でなく、実はこの会計処理方式の機能的な欠陥から一つは出てきている、こういう考え方を持っておるんですが、この機能的な欠陥について今後どうすべきかということこそ、文部省としても真剣に検討すべき問題だと私は思うのです。この検討の姿勢こそ、今後この次に行なわれてくる著作権法の全面改正と同時に進めなければならぬ問題だと思ふのですが、これに対してひとつ明確なお答えを願いたいと思ふのです。

○榎本國務大臣 音楽著作権協会の問題につきましては、いろいろ御叱正がございました。御迷惑をかけましたことを再び繰り返すことが絶対ないように、私たちは処置しなければならぬと思っております。

この問題が起りましたから、文部省といたしましては、先ほどお答えいたしましたように、まず役員もかえまして、経理のしかたその他監査部を置きましますと、まずできるだけ自発的な努力によりまして改善をいたさせてまいったわけでございます。しかし、その間刑事上の問題等が起ってまいっておりますので、直接的には、この協会自体がまず第一にその体制を整えることを今日まで指導してまいったわけでございます。しかし、事件も大体最終段階に入つたようでございますので、ここで文部省としましては、ただいまお述べになりましたように、この際根本的に、将来そういう問題が起りませんように、むずかしい経理の問題もあるかと思ひますので、十分それに対処する万全の方法を考究してまいって、再びこういうことが起こらないように最善の措置をいたす覚悟でございます。

○唐橋委員 その基本的ないまの大臣の方針は了解できますけれども、一番大切な再建の方法は、やはり基礎的な財産だと思ひます。協会自体が協会として年間運営し得るもの、それがあって初めてできると思うのです。人件費は集めたものから、出張所なら出張所のその中から俸給をとらなければならぬというふうなこの状態を残しておいたのでは、私は幾ら口で言ってもだめだと思ふのですが、いままじと事件が起つたあと、そのようないわば協会自体の費用というか、運営費というか、そういうものを、信託財産に手をつけな

くても運営し得る金は、年間どのくらい見込まれるわけなんですか。それをつかんでいくことが今度の指導の重点点だと思うのですが、どうですか。

○安達説明員 協会の収入として協会の費用に充て得るものが、昭和四十一年度におきまして三億七千四百九十五万ございます。これを信託財産とは完全に別個に経理し得るようにする。同時に、新しく経理規定というのをことしの三月から詳細なものをこしらえて、それによってあやまちの起こらないように十分明確に、そうして詳細な規定のもとに運用をする、こういうように出発をいたしております。その状況を十分監視いたしまして、誤りのないように指導いたしたいと思ひます。

○唐橋委員 その三億円余があればいいと言ふんですが、現在のどのくらいあるんですか。

○安達説明員 これは毎年音楽の使用料収入がございまして、昭和四十一年度は十八億ございまして、その約二割程度のものが協会の手数料として協会の収入になるわけございまして、その使用料収入は年々増加をいたしておりますので、協会自体の運営はその使用料によつて十分カバーできる、こういう状況でございます。

○唐橋委員 そこが問題だと思ふのです。使用料が入る時期というものが、いろいろまちまちだと思ふのです。入つてくればそこから二割とつていける。十八億も入るんだから簡単なんだ、こういうところに実はいままでの運営上の問題がある。

だから私が言うのは、相当な基礎的なもの、使用料が多少おくれ入るが、あるいは見込みしたものが入らなくても——こちらのほうには完全に準備金というか、基礎的な財産というものがなければならぬ。入つてくる予想だから三億くらい簡単だ、こういう経理のしかたを私は改めなさい、こういうことを言っておるわけなんです。したがって、そのような準備金的な、そういう形はとれないのですか。

昭和四十二年七月二十七日印刷

昭和四十二年七月二十八日発行

○安達説明員 もちろん、退職の給与引き当て金とか、そういう必要な準備金用意いたしておりますけれども、一般に音楽の使用料については、年間とか月間とかいう契約を結んでおりますので、その契約によつて次年度の収入は予想できるわけでありまして、それによつて十分予算を立てることができるところであります。その予算の範囲内においてその収入の使用方法をあらかじめ定め、それを完全な規定のもとに運営するということは、これは当然できることだと思ひます。

○唐橋委員 だから、いまお答えをいただいたような形に速急にしておくべきものだ、私は、この質問をする場合にそういう方途を当然おとりになつておる、こう考えておるわけなんです。ですから、年間どれだけの金があつて、たとえ使用料が入らなくとも、さき出たような人件費の支払い、交際費の支払いは一切まごつかないで、完全にこちらのほうでやつていける。金がなければ、出先やその他の場合に、いつでもいまのような問題が繰り返されるというのです。そういう指導を十分なさつておると考えて、その実態をお聞きしたかったわけです。

○安達説明員 信託財産と協会の財産とは完全に分離して、その経営に支障のないようにやっておりますし、また、そういうように今後も十分指導をいたしてまいりたいと思ひます。

○唐橋委員 大体これで私の質問を終わりたいと思ふのですが、先ほど残つておりました国税庁関係の接待費というような問題について、国税庁が知りになつていなかったということは了承できないので、もし電話等において連絡があつたならば、その内容を前の質問に戻つてお聞きします。

○中西説明員 いま連絡がまいったのでございまして、この当時調べておりました、その調査の担当者がいま席をはずしておりますので、後日調べてまたお答えいたしたいと思います。

○唐橋委員 わかつていたわけなんでしょう。

○中西説明員 一応わかつております。

○唐橋委員 なおあとで、ちょっと私のほうに話を願ひたいと思ひます。

○床次委員長 次回は、明二十日、木曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十七分散会